

計画書（公園）

東松山都市計画緑地の変更（埼玉県決定）

1. 都市計画緑地 第3号吉見総合運動公園の区域を減ずる。

「区域は計画図表示のとおり」

理由

東松山都市計画緑地第3号吉見総合運動公園は、昭和55年1月16日に都市計画決定を行い、昭和55年に北荒川緑地として整備が始まり、昭和58年に吉見総合運動公園に名称変更した。

今回、公園と隣接する主要地方道東松山鴻巣線が東松山都市計画道路3・3・3号東松山鴻巣線を延伸する都市計画の変更を行うことにより、都市計画緑地吉見総合運動公園と都市計画決定区域が一部分重複することとなる。

この重複を解消するため、緑地区域を変更（縮小）するものである。